

前回審議の確認と今回の進め方について

1. 前回審議会が出された主なご意見とその対応（方向性）

※ 基本方針の見直しに関連する主なご意見（意見や質疑は除く）のみを記載しています。
また、前回審議会以降、メール等での個別意見提出はありませんでした。

箇所	ご意見等（要旨）	対応（方向性）										
1 資料17 P11	柔軟かつ戦略的な視点から、大学生のサークル活動などを想定した学生に対する減額や割引などの措置は検討しないのか。	⇒ 利用者負担の原則（第1の柱）にあるとおり、使用料は利用者による対価としてお支払いいただくものであり、利用者にとっては金額が低ければ低いほど嬉しいものである一方で、 経費の不足分は市民全体で負担しなければならないという側面があることから、減免を行う必要性と利用促進のバランスを考慮する必要があります。 学生世代がどのような施設をどのように利用したいと考えているか、施設の立地、設備、サービスの提供、料金設定、PRの手法など、どこにどのようなハードルがあるかなど、 現状を正確に把握して解決すべき課題を確認する必要があります。 稼働率をあげることを考えると学生にもこれまで以上に利用いただきたいと考えています。 これらを踏まえ、学生を対象とした減免措置については、利用者の意見や各施設の利用状況などから必要性を調査研究するとともに、必要性を確認した際は、効果的な手段を模索した上で利用率向上に向けた工夫を行うこととします。										
2 資料18 P2	施設の予約枠が午前・午後・夜間などの大括りになっているが、1時間程度の短い時間から予約できたほうが利用しやすい。 基本方針の事務局改訂案でも「柔軟な使用料設定・利用方法」と掲げているため、利用方法の面からも施設の有効活用につながるものがないか検討いただきたい。	⇒ 利用時間区分の見直しについては、いただいたご意見のとおり、 各施設の利用者の意見や市民ニーズをとらえ、多様な世代がさまざまな用途で利用できる柔軟な施設運営が必要 だと考えます。 また、近年、高齢化や人材不足といった社会的背景や利用者の利便性向上を図ることを目的に、入退場の管理にスマートロック（ドアに取り付けた機器本体とスマートフォンやICカードなどの認証ツールを組み合わせて施錠解除するシステム）を導入するなど、施設の運営管理にデジタル技術を活用する自治体も見受けられます。 これらを踏まえ、 「市民ニーズのみならず時代や社会状況の変化にあわせた利用方法の工夫による柔軟な施設運営に取り組む」 ことを追記し、利用時間区分についても、引き続き庁内で検討していきます。 ■追記文面（案） （2）柔軟な使用料設定・利用方法 施設の有効活用の視点から、施設管理者は、以下に掲げる範囲の中で、施設の利用状況に応じて、柔軟に使用料や利用方法を設定するよう、積極的な検討を行うものとします。 また、最適な市民サービスを提供していくために、時代や社会状況の変化や市民ニーズをとらえた利用方法の工夫により柔軟な施設運営に取り組みます。 - 以下省略 - ▼記載箇所イメージ（赤字部分） （2）柔軟な使用料設定・利用方法 施設の 有効活用 の視点から、施設管理者は、以下に掲げる範囲の中で、施設の利用状況に応じて、柔軟に使用料や 利用方法 を設定するよう、積極的な検討を行うものとします。 また、最適な市民サービスを提供していくために、時代や社会状況の変化や市民ニーズをとらえた利用方法の工夫により柔軟な施設運営に取り組みます。 なお、利用承認にあたっては、直前になっても利用の予約が入っていない場合など、施設管理者は、他の利用者や施設運営に支障がない範囲内で、 利用の承認 を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曜日・時間別割増・割引</td> <td>稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。</td> </tr> <tr> <td>早期割引</td> <td>稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。</td> </tr> <tr> <td>直前割引</td> <td>利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。</td> </tr> <tr> <td>個人利用</td> <td>団体登録を行って利用する会議室やスタジオ等についても、多様化する利用ニーズを踏まえ、個人での使用を認めることができます。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	曜日・時間別割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。	早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。	直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。	個人利用	団体登録を行って利用する会議室やスタジオ等についても、多様化する利用ニーズを踏まえ、個人での使用を認めることができます。
区分	内容											
曜日・時間別割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。											
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。											
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。											
個人利用	団体登録を行って利用する会議室やスタジオ等についても、多様化する利用ニーズを踏まえ、個人での使用を認めることができます。											

2. 今後の使用料等審議会について（予定）

● 令和6年度使用料等審議会の進め方・スケジュール（予定）

開催時期	主な議題・検討箇所など	備考
済 第1回 (11月28日)	<ul style="list-style-type: none">● 諮問・会長の選出● 審議会の進め方について● 事務局改訂案の概要説明	
済 第2回 (1月8日)	<ul style="list-style-type: none">● 第1の柱「利用者負担の原則」について● 第2の柱「共通的な算定ルールの確立」について	
済 第3回 (2月14日)	<ul style="list-style-type: none">● 第3の柱「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」について● その他事項について	
済 第4回 (3月18日)	<ul style="list-style-type: none">● 第2～3回における意見を踏まえた見直し案について	
第5回 (4月24日)	<ul style="list-style-type: none">● 答申案の確認	<ul style="list-style-type: none">● これまでの審議を踏まえ、答申案の確認を行う

（※ 審議会は5回で終了予定。市長答申は5月15日（木）に実施予定）

2. 今後の使用料等審議会について（予定）

